

○苧田町農作業省力化支援事業補助金交付要綱

令和5年2月16日制定

令和6年4月1日改正

第1条 (補助金の名称)

補助金の名称は、苧田町農作業省力化支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

第2条 (補助金の目的)

農業機械の購入に要する経費を補助することで、担い手の意欲維持、農作業の省力化および効率化を促進し、農業経営の維持及び発展と担い手を支援することを目的とする。

第3条 (苧田町補助金交付規則との関係)

補助金の交付については、苧田町補助金交付規則(平成16年苧田町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第4条 (補助対象者)

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有しかつ販売目的で農業生産活動を行う個人又は主たる事業所を有するものであること。
- (2) 町内の農振地域に農地を所有し、又は町内の農地に権利設定を行い、農業従事している者のうち、いずれかに該当するものであること。
 - ア 認定農業者又は認定新規就農者
 - イ 集落営農法人
 - ウ 1ha以上の農地を耕作する農業者
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) その他町長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

農業機械等の購入に要する経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、中古の農業機械等を購入に要する経費は除く。

- (1) 1 台又は 1 件の単品の購入経費が税抜き価格で 20 万円以上であること。ただし、下取りがある場合は、当該金額を購入経費から減額した額とする。なお、同時に複数の農業機械等を購入する場合は、当該経費を合算した額を補助対象経費とする。
- (2) 運搬用トラック、倉庫、パソコン、フォークリフト、バックホー等農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないもの
- (3) 国及び県、その他同様の目的の補助事業を実施していないもの

第 5 条 (補助金の額)

補助金の額は、補助対象事業に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 10 分の 3 に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とし、60 万円を限度に毎年度予算の範囲内で町長が定めるものとする。なお補助対象者 1 人に対する補助金の交付は、1 回限りとする。

第 6 条 (交付申請)

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苅田町農作業省力化支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を補助対象事業に着手する前に町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は、補助対象者及び同一経営体につき補助対象経費の多少にかかわらず、この要綱が失効するまでの間において 1 回限りとする。なお、複数の補助対象者が共同して申請者となる場合は、同一経営体としての申請とみなす。
- 3 申請者は、当該補助金の申請時から補助金の交付までの間に町が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

第 7 条 (交付の決定)

町長は、補助金の交付の申請を受理したときには、その内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、苅田町農作業省力化支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

第8条 (補助対象事業の変更等)

補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、苅田町農作業省力化支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業を中止しようとするときは、苅田町農作業省力化支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を速やかに町長に提出しなければならない。

第9条 (実績報告)

交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに苅田町農作業省力化支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

第10条 (補助金の額の確定通知)

町長は、苅田町農作業省力化支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

第11条 (補助金の交付請求)

交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、苅田町農作業省力化支援事業補助金請求書(様式第7号)を当該年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

第12条 (交付決定の取消し等)

町長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業の実施年度を含む3年度以内に特別な事情なく離農したとき。ただし、農業経営を親族等に引き継ぐもののほか、地域の担い手等へ引き継ぐ場合は除く。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

第13条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し令和10年3月31日までとする。